育児休業期間中の掛金免除(新規・変更)申出書

(申出先)　横浜市職員共済組合理事長

次のとおり掛金免除を申出します。　　令和　　年　　月　　日

職員番号								所属名	区・局　　課
フリガナ									
組合員氏名									
育児休業に係る子の生年月日	令和　　年　　月　　日								

	開始年月日	終了年月日	日数※
育児休業の承認期間 (新規・変更前)	令和　　年　　月　　日	令和　　年　　月　　日	日
育児休業の承認期間 (変更後)	令和　　年　　月　　日	令和　　年　　月　　日	日

開始年月日と終了年月日の翌日が同一月内となる育児休業を**<u>複数回取得</u>**している場合は、以下に記入してください。

		開始年月日	終了年月日	日数※
旧 ↓ 新	育児休業の承認期間	令和　　年　　月　　日	令和　　年　　月　　日	日
	育児休業の承認期間	令和　　年　　月　　日	令和　　年　　月　　日	日
	育児休業の承認期間	令和　　年　　月　　日	令和　　年　　月　　日	日
	育児休業の承認期間	令和　　年　　月　　日	令和　　年　　月　　日	日

今回の育児休業開始日と前回の育児休業終了日の間に勤務した日が無い場合は、以下に前回の育児休業の承認期間も記入してください。

	開始年月日	終了年月日
育児休業の承認期間	令和　　年　　月　　日	令和　　年　　月　　日

※　開始年月日と終了年月日の翌日が同一月内となる育児休業を取得している場合にのみ、育児休業の日数※を記入してください。

適用される掛金免除に関する規定	地方公務員等職員共済組合法第114条の２ (育児休業期間中の掛金等の特例)
備　考	1　開始年月日と終了年月日の翌日が同一月内となる育児休業を取得している場合、**<u>休業日数が14日以上でなければ、月額分の掛金等の免除になりません。</u>** 2　育児休業中の月末を含む月に支給された期末勤勉手当の掛金等については、**<u>育児休業開始から終了までの引き続いた休業期間が１か月を超える場合のみ免除になります。</u>**

上記の記載事項は、事実と相違ないものと認めます。

令和　　年　　月　　日

共済組合事務担当課			
決裁欄	課長	係長	係員

職　名

所属所長
または
職務代決者　　氏　名

掛金控除停止が間に合わない場合、免除期間中の共済掛金は一旦控除されますが、後ほど給与支給担当課から還付を行います。

(備考)
1．育児休業に係る所属機関の長の証明書の写しを添付してください。
2．公益法人等への一般職の地方公務員の派遣法等に関する法律第２条第１項による派遣職員の方について、「所属名及び職名・氏名」は、「派遣先団体の名称及び役職名・氏名」を記入してください。

(令和４年10月)